

## プロジェクト会議の設置について

平成29年6月29日の代表者会議で、議会改革度の向上、議会基本条例の改正及び政務活動費の後払いの3点についての検討を議会改革推進会議において行うことが決定されたので、次のとおり2つのプロジェクト会議を設置し、検討を行うこととした。

### 1 「議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討プロジェクト会議」

#### (1) 目的

議会改革度の向上及び議会基本条例の改正に関する検討を行い、結果を取りまとめる。

#### (2) 構成

- 10名以内の委員で構成する。(資料3—2 名簿のとおり)
- 正副座長については議会改革推進会議役員から選出する。

#### (3) その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。

### 2 「政務活動費の後払いに関する検討プロジェクト会議」

#### (1) 目的

政務活動費の後払いに関する検討を行い、結果を取りまとめる。

#### (2) 構成

- 10名以内の委員で構成する。(資料3—3 名簿のとおり)
- 正副座長については議会改革推進会議役員から選出する。

#### (3) その他

検討方法、スケジュールは、発足後のプロジェクト会議において定める。